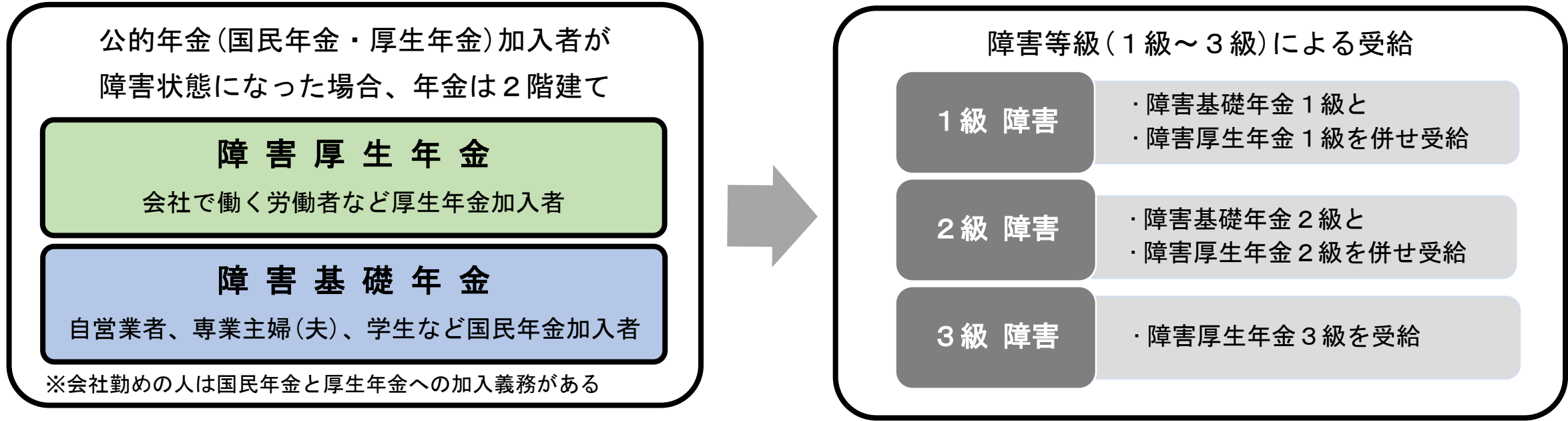


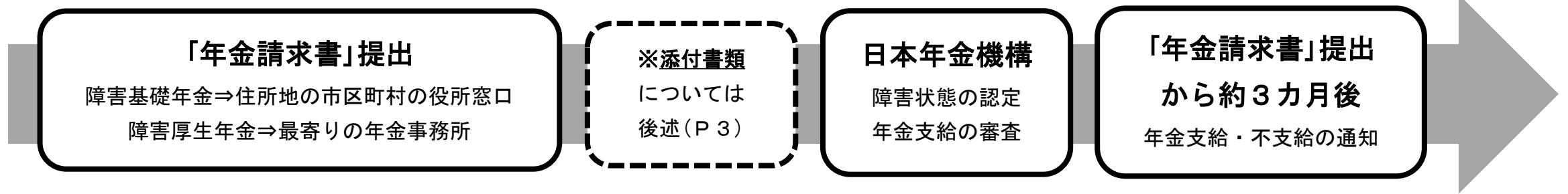
■障害年金の基礎知識 令和3年度版

障害年金とは、日本年金機構が認定すれば「発達障害」の程度に従い障害者に年金が支給される制度です。ここで紹介するのは基本的な理解のための概略です。詳しくは市区町村役所の「国民年金」窓口や「厚生年金」の年金事務所にお問い合わせください。



《注》障害者手帳(身体障害者福祉法=都道府県)の等級と、障害年金(国民年金法・厚生年金保険法=日本年金機構)の等級とは関係無く別個のもの

■障害年金の請求手続き



■障害基礎年金とは

障害基礎年金の受給3要件

以下の条件すべてに該当しているか否かが、障害状態の認定・年金受給の審査にあたって必要とされます。

- ①：障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること。
 - 国民年金の加入期間 ●20歳前または60歳以上65歳未満の年金未加入期間
- ②：障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日または20歳に達したときに、障害等級の1級または2級の状態になっていること。
- ③：**保険料の納付要件**(後述P3)を満たしていること。
20歳前に初診日がある場合、納付要件は不要です。

■初診日とは：

障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診察を受けた日。同一の病気やけがで転医があった場合は、一番初めに医師等の診察を受けた日が初診日となる。

■障害認定日とは：

障害の程度を定める日のことで、その障害の原因となった病気やけがについての初診日から起算して、1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合(症状が固定した場合)はその日をいう。

障害基礎年金の受給額

年額(令和3年度)

障害基礎年金 1級

老齢基礎年金額(780,900円) × 1.25倍 = 976,125円 +
子(18歳未満)の加算額

障害基礎年金 2級

老齢基礎年金額(780,900円) × 1.00倍 = 780,900円 +
子(18歳未満)の加算額

20歳前が初診日でも障害認定を受ければ
20歳になると障害基礎年金を受給できる

国民年金の加入資格を満たしてはいないが、認定されれば支給される。ただし20歳になれば障害状態でも国民年金に加入しなければならない。将来、障害が軽くなり支給されなくなっても、65歳からの老齢基礎年金の権利をもつ。(受給中、保険料の法定免除制度はあるが受けてしまうと、その期間ぶんだけ将来の老齢基礎年金は減額される)

■ 障害厚生年金とは

障害厚生年金の受給3要件

以下の条件すべてに該当しているか否かが、障害状態の認定・年金受給の審査にあたって必要とされます。

- ①：厚生年金保険の被保険者である間に、障害の原因となった病気やけがの初診日があること。
- ②：障害の原因となった病気やけがによる障害の程度が、障害認定日に、障害等級の1級から3級までのいずれかの状態になっていること。
※障害認定日に障害の状態が軽くても、その後に重くなったときは、障害厚生年金を受けられる場合があります。
- ③：**保険料の納付要件**を満たしていること。



障害厚生年金の受給額

報酬比例の個別計算方法による年額(令和3年度)

障害厚生年金 1級

・報酬比例の年金額×1.25倍＋配偶者加給年金

障害厚生年金 2級

・報酬比例の年金額×1.00倍＋配偶者加給年金

障害厚生年金 3級

・報酬比例の年金額×1.00倍
・上記計算結果による最低保証額 585,700円

■「年金請求書」の添付書類について：

請求手続きには、初診日を証明できるものや診断書等の添付書類が必要となります。添付書類は、初診日からの病歴や年数、障害の原因となった部位、配偶者の有無などにより異なりますので、事前に年金事務所や市区町村の窓口でご相談ください。

■保険料の納付要件について：

滞納期間がないこと。ただし①初診日月の前々月までの被保険者期間のうち、納付済期間と免除期間を合わせた期間が、2/3以上あること。あるいは②初診日に65歳未満の場合は、初診日月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納がないこと。①②とも要件を満たしている。

■障害の等級とは

障害の程度はその状態によって、「国民年金法」(障害1級～2級)と「厚生年金保険法」(障害3級)で詳細かつ厳密に区分されています。以下はその「障害等級」を発達障害に則して説明したものであり、目安として参考にいただければと思います。

1 級

発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が欠如しており、かつ著しく不適応な行動がみられるため、日常生活への適応が困難で常時援助を必要とするもの

2 級

発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が乏しく、かつ不適応な行動がみられるため、日常生活への適応にあたって援助が必要なもの

3 級

発達障害があり、社会性やコミュニケーション能力が不十分で、かつ社会行動に問題がみられるため、労働が著しい制限を受けるもの

■その他留意事項

「障害年金」給付は複雑な仕組みと、さまざまな制約から成り立っています。詳しくは市区町村役所の「国民年金」窓口や「厚生年金」の年金事務所にお問い合わせのうえ、ご相談ください。

初診日の証明

初診のカルテが無くても、「第三者の証明書」の提出により認定されることも可能となりました。年金事務所等にご確認下さい。

遡って5年分のみ

障害基礎年金・障害厚生年金ともに、たとえ5年以上前から請求権があったとしても、請求時から遡って5年分しか支給されません。初診時の診断書など年数が経つと入手困難になるため請求は早めに。

現況届の提出

障害年金の受給者は毎年1回、現況届を提出しなければなりません。日本年金機構または年金事務所から、届出用紙が郵送されます。場合によっては障害の程度を確認するための診断書が必要とされます。

障害の変更手続き

障害の程度は良くなることも、悪くなることもあります。悪くなり等級が上がると年金額は高くなりますし、良くなると額が低くなるか停止になります。障害程度の変更には、すみやかな手続きが必要です。